

■ご旅行条件（要旨）

この旅行は、「株式会社キャラバンツアー」並びに「ジェイ イチ ツー株式会社」（以下「当社」といいます。）が企画・実施するもので、お客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を契約することになります。この書面は、旅行契約が成立した場合は旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部 になります。

お申込み

(1) ご来店にてお申込みの場合、所定の申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。(2つが揃った時点で正式なお申込みとなります。)

*申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれ一部または全部として取扱います。

(2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。

(3) a. 旅行開始日に75歳以上の方、b. 身体に障害をお持ちの方、c. 健康を害している方又は特別な手配を必要とする方は、その旨お申出下さい。該当お客様には、お伺い書、健康診断書等をご提出いただく場合があります。

(4) お申込み時に20歳未満の方は、保護者の同意書が必要となります。

旅行代金

(5) ・子供代金は旅行開始時に満2歳以上12歳未満のお子様適用します。

・一人部屋追加代金は大人、子供一律、1名様代金です。

追加代金について

(6) 追加代金とは、a. 1人部屋追加代金 b. 延泊による宿泊料金 c. 航空機の等級の変更による差額運賃・料金をいいます。

旅行契約内容・代金の変更

(7) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行（航）計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

取消料のかかる場合（お客様による旅行契約の解除）

(8) お客様は、表記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

契約解除の日	A. 特定日に旅行を開始する旅行	B. 特定日以外に旅行を開始する旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降に解除	旅行代金の10%	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除	旅行代金の20%	
旅行開始日の前々日以降に解除	旅行代金の50%	
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%	

※特定日とは、旅行開始日が12月20日～1月7日、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日の間

①当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。

②取消料の対象となる旅行代金とは、(6)の追加代金を除いた代金額です。

取消料のかからない場合（お客様による旅行契約の解除）

(9) 下記の場合は取消料はいただきません。(一部例示)

①旅行契約内容に以下に例示する重要な変更が行われたとき。

a. 旅行開始日又は終了日の変更

b. 観光地、観光施設、その他の目的地の変更

c. 運送機関の種類又は運送会社の変更

d. 運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更

e. 宿泊施設の変更

f. 宿泊施設の客室の種類・設備・景観の変更

②旅行代金が増額された場合

③当社が確定日程を表記の日までに交付しない場合

④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

当社による旅行契約の解除

(10) 次の場合当社は契約を解除することがあります。(一部例示)

・旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。

・申込条件の不適合。

・病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

当社の責任

(11) 当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。(お荷物に関する賠償限度額は1人15万円)ただし次のような場合は原則として責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送宿泊機関の事故もしくは火災、運送機関の遅延、不通またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

特別補償

(12) 当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体、または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、一定の補償金及び見舞金を支払います。

旅程保証

(13) 旅行日程に、(9)①に掲げる重要な変更が行われた場合は、旅行業約款（主催旅行契約）の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1000円未満の場合は変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、(5)の追加代金を除いた代金額です。

お客様の責任

(14) 当社はおお客様の故意または過失、法令もしくは公序良俗に反する行為により当社が損害を被ったときにはお客様から損害の賠償を申し受けます。

お客様の交替

(15) お客様は当社が承諾した場合、1人あたり1万円の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

その他

(16) 当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

募集型企画旅行契約約款について

この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

旅行企画・実施 Aコース

ジェイ イチ ツー株式会社

観光庁長官登録旅行業第901号 JATA正会員

〒104-0061 東京都中央区銀座7丁目17-2 日産不動産ビル8階

TEL03-3543-7015 Fax03-3543-7014 担当：望月

旅行企画・実施 Bコース

株式会社キャラバンツアー

観光庁長官登録旅行業第1516号 JATA正会員

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-9-2 高梨ビル6F

TEL03-5295-1701 FAX03-5295-1702 担当：増山

個人情報の取扱いについて 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等（主要な運送・宿泊機関等については各スケジュール表に記載されています。）の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続き（以下「手配等」といいます。）に必要な範囲内で利用させていただきます。※このほか、当社では、将来よりよい旅行商品開発のためのマーケット分析や、当社の旅行商品のご案内をお客様にお届けするために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。くわしくは「当社の個人情報保護方針」をご覧ください。